

令和6年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）について

資料1 武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案に関するパブリックコメント
の実施結果について

資料2 武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域の変更（拡大）図

資料3 今後のスケジュール

参考資料 パブリックコメント手続用資料

参考資料 令和6年7月25日文教委員会資料

市 民 文 化 局

（令和6年11月15日）

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案に関する パブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱を防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺を重点区域に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

武蔵小杉駅周辺については、令和5年12月のJR横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札の供用開始に伴い、駅周辺の環境が変わることを受けて、武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）することについて、令和6年8月19日から令和6年9月17日まで市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、13通（意見総数38件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方について、次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	「武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案」に関する意見募集について
意見の募集期間	令和6年8月19日（月）から9月17日（火）まで
意見の提出方法	電子メール（フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ ・市政だより（9月号掲載） ・各区役所、支所及び出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階） ・教育文化会館及び市民館（分館含む）、各図書館（分館含む） ・武蔵小杉駅周辺指定喫煙所 ・市民文化局市民生活部地域安全推進課（市役所本庁舎21階） ・環境局生活環境部減量推進課（市役所本庁舎20階）
結果の公表方法	・市ホームページ ・各区役所、支所及び出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階） ・教育文化会館及び市民館（分館含む）、各図書館（分館含む） ・市民文化局市民生活部地域安全推進課（市役所本庁舎21階） ・環境局生活環境部減量推進課（市役所本庁舎20階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		13通（38件）
内 訳	電子メール（フォーム）	10通（32件）
	FAX	3通（6件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

寄せられた意見の内容は、概ね重点区域の変更（拡大）案に沿ったもの、掲示物の設置や巡回指導など、今後、防止対策を進めていく中で参考とするものや要望等であったため、当初案のとおり「武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）」を行います。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 武蔵小杉駅周辺の重点区域変更（拡大）等に関する事	0	11	0	7	0	18
2 飲料容器等の散乱防止対策及び路上喫煙防止対策に関する事	0	0	7	11	1	19
3 その他	0	0	0	0	1	1
計	0	11	7	18	2	38

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 武蔵小杉駅周辺の重点区域変更(拡大)等に関すること(18件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	武蔵小杉駅周辺の重点区域変更(拡大)案に賛同する。 (同趣旨の意見 計 11 件(通))	武蔵小杉駅周辺の重点区域変更(拡大)を行い、当該地域における散乱防止対策及び路上喫煙防止対策に取り組んでいきます。	B
2	重点区域を綱島街道や保育園、教育施設、公園などに拡大してほしい。	「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」では、市内全域でポイ捨てを禁止しており、散乱を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定しています。また、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」では、市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、重点区域内を禁煙としています。 重点区域は、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、広域拠点駅及び地域生活拠点駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等、波及効果の高い区域を対象に、通行量や現状等を総合的に勘案した上で指定しています。	D
3	駅周辺だけでなく、徒歩20分位で移動出来る場所まで拡大してほしい。		
4	向河原駅付近でも路上喫煙がかなり多く困っているので、対象エリアをさらに拡大してほしい。		
5	重点区域を市内全域に広めてほしい。		
6	早急に市内全域で路上喫煙とポイ捨て(不法投棄・放火)を禁止にしてほしい。		
7	保育所、小学校など子供が利用する周辺施設、武蔵小杉駅周辺すべて、新丸子東第2公園の周囲すべて禁煙にしてほしい。	重点区域は、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、広域拠点駅及び地域生活拠点駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等、波及効果の高い区域を対象に、通行量や現状等を総合的に勘案した上で指定しています。 また、罰則の適用にあたり範囲を明確にする必要があるため、住所一帯での指定はしていません。	D
8	大きな道路から外れた細い道路で喫煙やポイ捨てが行われることにならないよう、道路ではなく住所で一帯が対象地域とはできないか。		

(2) 飲料容器等の散乱防止対策及び路上喫煙防止対策に関すること（１９件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	重点区域である旨の掲示物を設置してほしい。	重点区域内には、重点区域である旨の標識等を設置します。設置にあたっては、安全や景観など周辺環境を考慮しながら、設置方法や効果的な場所を検討していきます。	C
10	新しく追加される区域でも区域案内をわかりやすくしてほしい。		
11	重点区域を指定しただけでなく、看板類を増設してほしい。		
12	禁煙に関する注意喚起（ポスター、看板等掲示）を増やしてほしい。		
13	重点区域を指定しただけでなく、指導員の巡回をしてほしい。	違反行為への注意・指導については、飲料容器等散乱防止指導員及び路上喫煙防止指導員が重点区域を定期的に巡回し、ポイ捨て行為及び路上喫煙者を発見した場合は、注意・指導を行い、従わない悪質な違反者には過料の徴収を行っていきます。	D
14	取締りを強化してほしい。		
15	北口の南武沿線道路を渡って松屋の角を北に向かう道は、普通に喫煙者を見かける状況である。直ちに改善してほしい。		
16	路上喫煙の指導や清掃活動を継続的に実施して周知啓発に取り組んでほしい。	重点区域の変更（拡大）に伴い、各区で行っている定期的なキャンペーン（清掃や啓発活動）に加えて、武蔵小杉駅周辺を中心にキャンペーンやポスターの掲示等により重点的、集中的に周知していきます。違反行為への注意・指導については、飲料容器等散乱防止指導員及び路上喫煙防止指導員が重点区域を定期的に巡回し、ポイ捨て行為及び路上喫煙者を発見した場合は、注意・指導を行い、従わない悪質な違反者には過料の徴収を行っていきます。	D
17	違反者に罰金を払わせるようにしなければ変わらない。罰則を制度化してほしい。	「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」及び各条例施行規則により、重点区域内においてポイ捨てや路上喫煙をした違反者に対する罰則を設けており、注意・指導をしても従わない場合に２，０００円の過料を科すこととしています。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	違反した場合の罰則は5万円くらいにしてほしい。	「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」及び各条例施行規則により、重点区域内においてポイ捨てや路上喫煙をした違反者に対する罰則を設けており、2,000円の過料を科すこととしています。過料の額については他都市の状況を踏まえ、検討し決定しています。	D
19	重点区域内をパトロールする主体はどこか。	重点区域では、市長が任命する飲料容器等散乱防止指導員及び路上喫煙防止指導員が巡回し、条例やマナーの周知、注意・指導等を行っています。	D
20	重点区域外にも注意喚起看板などを設置してほしい。	注意喚起の看板については、路上喫煙をしないように呼び掛けるポスターやプラスチック看板、ポイ捨てをしないように呼び掛けるプラスチック看板を御要望に応じて配布し、掲示いただいています。	C
21	重点区域内だけでなく、接している外側・囲まれている区域についても監視体制を強化してほしい。	重点区域外については、重点区域の変更（拡大）後の状況を注視しながら、ポイ捨てや路上喫煙をしないよう普及啓発活動を行っていきます。	D
22	川崎市路上喫煙の防止に関する条例の規制対象に、タバコを啜る行為や電子タバコを加えてほしい。	本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙による火が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的としています。 御意見のありましたタバコを啜る行為、加熱式タバコ、電子タバコを吸う行為については、路上喫煙の防止に関する条例には規定はありませんが、それぞれの行為が路上喫煙を誘発する恐れがあるため注意・指導を行っています。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	川崎市路上喫煙防止に関する条例では受動喫煙を防止することも含まれると明記してください。	本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙による火が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的としています。市民からの問い合わせや意見の多くがたばこの煙やにおいなど受動喫煙に関することが多く、中でも指定喫煙場所周辺のたばこの煙の問題につきましては、多くの御意見、要望が寄せられていることから、指定喫煙場所の設置に当たりましては、歩行者動線を外し、厚生労働省による受動喫煙に配慮した技術的留意事項（通知）に基づいたパーテーションを設置するなど、受動喫煙に配慮した対策を行っています。	D
24	現在ある喫煙所の形状や設置場所が不適切なので、受動喫煙防止対策を講じた喫煙所の移設・改良をしてほしい。	川崎市路上喫煙の防止に関する条例は、道路や駅前広場などで、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的としています。 当該指定喫煙場所につきましては、喫煙場所の外に煙が漏れ出ているなどについて市民の皆様から御意見をいただいているところでございます。 これまでも、関係局等と環境改善に向けて検討を行ってきたところでございますが、今後も引き続き、移設も含めた適切な喫煙場所の整備に向けて協議してまいります。	C
25	武蔵小杉駅東口の重点区域にある指定喫煙場所は受動喫煙が避けられない。しっかりした作りと近くに人が立ち入らなくて済む場所に整備してほしい。	当該指定喫煙場所については、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」のほか、受動喫煙防止の観点も踏まえ、関係機関と協議しながら、喫煙場所の環境改善に努めていきます。	C
26	人の通行量の変化に伴い重点区域を変更するのであれば、指定喫煙所も横須賀線側に設けた方が集中を避けることができるのではないのでしょうか。	武蔵小杉駅横須賀線口には平成26年3月に指定喫煙場所を設置しており、令和元年12月には四方をパーテーションで囲うなどの改修も行っています。	D

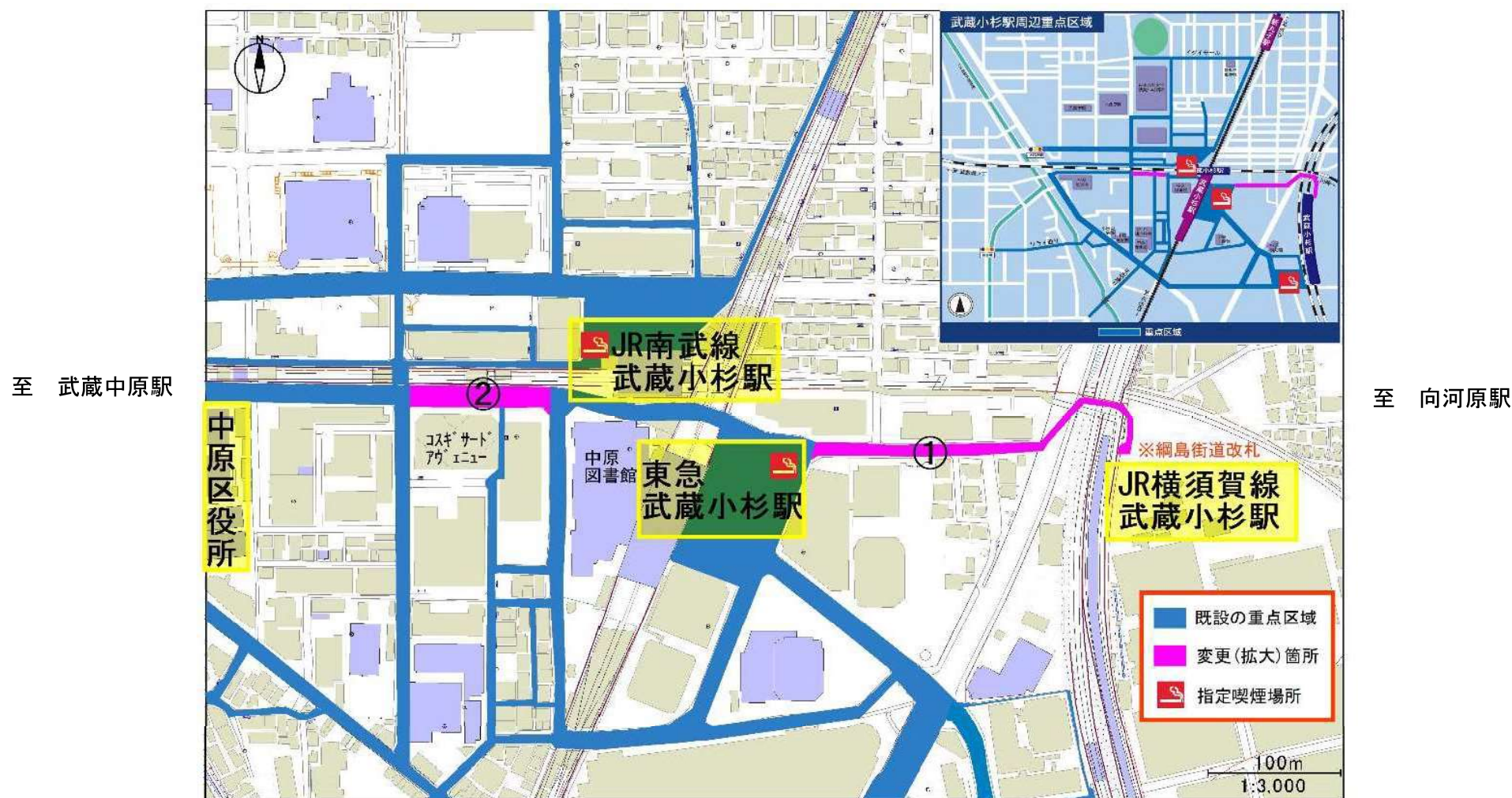
No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	コアパークの喫煙の状況がひどく、吸い殻も多いため、喫煙所を設置してほしい。	コアパークに設置の予定はありませんが、広報啓発や指導員の巡回など関係機関と協力して対策を行っていきます。	E

(3) その他(1件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	ゴミのポイ捨てや違法停車への抑止力として東口側に交番を設置してほしい。	御意見はパブリックコメントの趣旨とは異なるため、市から回答することはありませんが、交番の設置については、県の公安委員会や県警察本部長の判断により設置されるもののため、神奈川県警に共有します。	E

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更(拡大)図

特に人の往来が増えている区域（下図 ■ 部分）について、重点区域の変更（拡大）を行い、当該地域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、地域の環境美化と安全で快適なまちづくりを目指す。



今後のスケジュール

	令和6年11月			令和6年12月			令和7年1月			2月以降	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
関係者への報告			●関係者会議の開催（11/28） パブリックコメント結果の報告 ▪ 町内会関係 ▪ 商店街関係 ▪ 大規模事業者等	12月20日 重点区域変更・拡大告示					1月20日 重点区域変更・拡大施行	散乱防止対策 ・路上喫煙防止 対策の継続実施	
市民意見等手続 （パブリック コメント等）			●意見公表 ▪ 市HPへの掲載 ▪ 報道機関への情報提供								
議会報告		●委員会での報告（11/14） （環境・文教） 議会への情報提供									
重点区域拡大 の市民周知							●キャンペーンの実施（週1回程度） ●報道機関への情報提供 ●市政だより（1月号）への掲載 ●市バス車内広告 ●区役所、市民館などの公共施設 等でのポスター掲出 ●駅など関係者への広報協力依頼 ●指導員による巡回・指導				

パブリックコメント手続用資料

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案について御意見をお寄せください

川崎市では、平成 7 年 7 月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ゴミ捨て）防止に関する条例」を、また、平成 18 年 4 月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

武蔵小杉駅周辺については、令和 5 年 12 月の JR 横須賀線武蔵小杉駅網島街道改札の供用開始に伴い、駅周辺の環境が変わることを受けて、周辺の調査を行い、その結果、特に人の往来が増えている区域として、東急武蔵小杉駅東口から横須賀線武蔵小杉駅網島街道改札までと武蔵小杉駅から中原区役所までの一部の道路について、重点区域の変更（拡大）を行うことにより、当該地域における散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域変更（拡大）案について皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和 6（2024）年 8 月 19 日（月）～9 月 17 日（火）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課宛てに御意見をお寄せください。

（1）電子メール（<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000168031.html>）

川崎市ホームページのパブリックコメント手続用ページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

（2）郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

・川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課宛て（川崎市役所本庁舎 2 1 階）

・川崎市環境局生活環境部減量推進課宛て（川崎市役所本庁舎 2 0 階）

（3）ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869（市民文化局市民生活部地域安全推進課）

044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について：市民文化局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-3839/FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について：環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000 円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000 円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

川崎市総合計画における広域拠点駅及び地域生活拠点駅（※）の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を重点区域とします。

1 区域限定の理由について

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外（市内全域）への波及効果が期待でき、かつ条例の周知・PRの効果が高いこと。

2 罰則の適用について

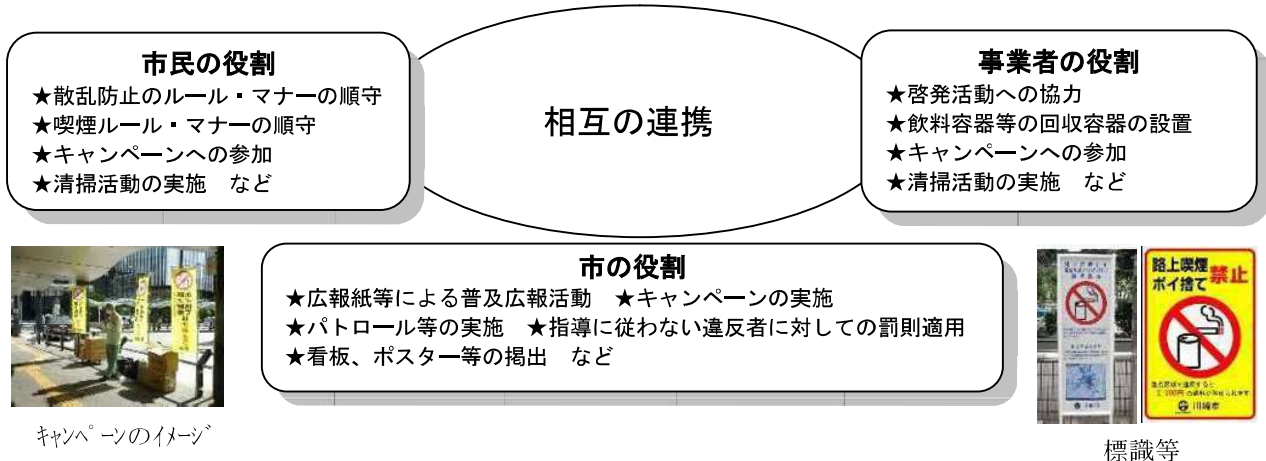
路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの徹底が必要不可欠です。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は必要であるため、適用範囲を指定する必要があります。

※広域拠点：首都圏にアクセスしやすい好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能が集積した地域拠点

※地域生活拠点：市民の身近な日常生活や住まいを起点に、それぞれの地域特性や個性と密着した商業・業務・都市型住宅等の機能がコンパクトに集約された地域拠点

3 重点区域における取組

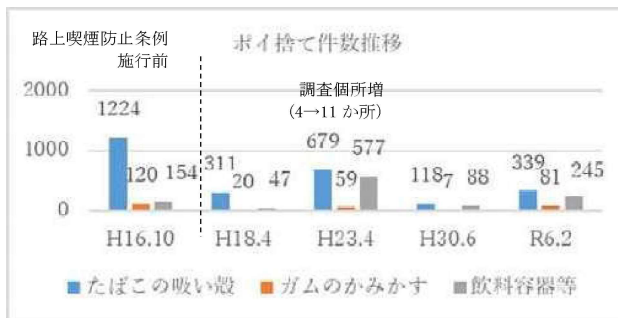
散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



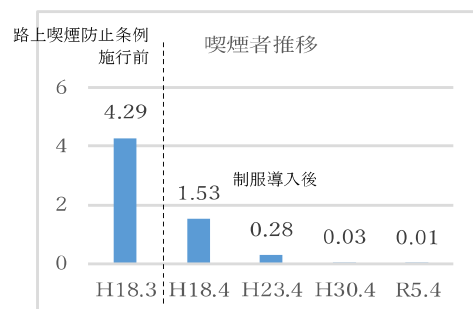
<参考>

ポイ捨て状況及び歩行者に占める喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、ともに減少しており、一定の効果が現れています。

(参考) 川崎駅周辺の散乱物調査結果



(参考) 川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合



4 武蔵小杉駅周辺における重点区域変更(拡大)の目的と考え方

武蔵小杉駅周辺については、令和5年12月に横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札の供用開始に伴い、駅周辺の環境が変わることを受けて、周辺の調査を行い、その結果、特に人の往来が増えている区域として、東急武蔵小杉駅東口から横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札までと武蔵小杉駅から中原区役所までの一部の道路について、重点区域の変更(拡大)を行うことにより、当該区域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、地域の環境美化と安全で快適なまちづくりを目指していくものです。

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案については別図を御覧ください。

5 今後の予定

■重点区域指定の告示

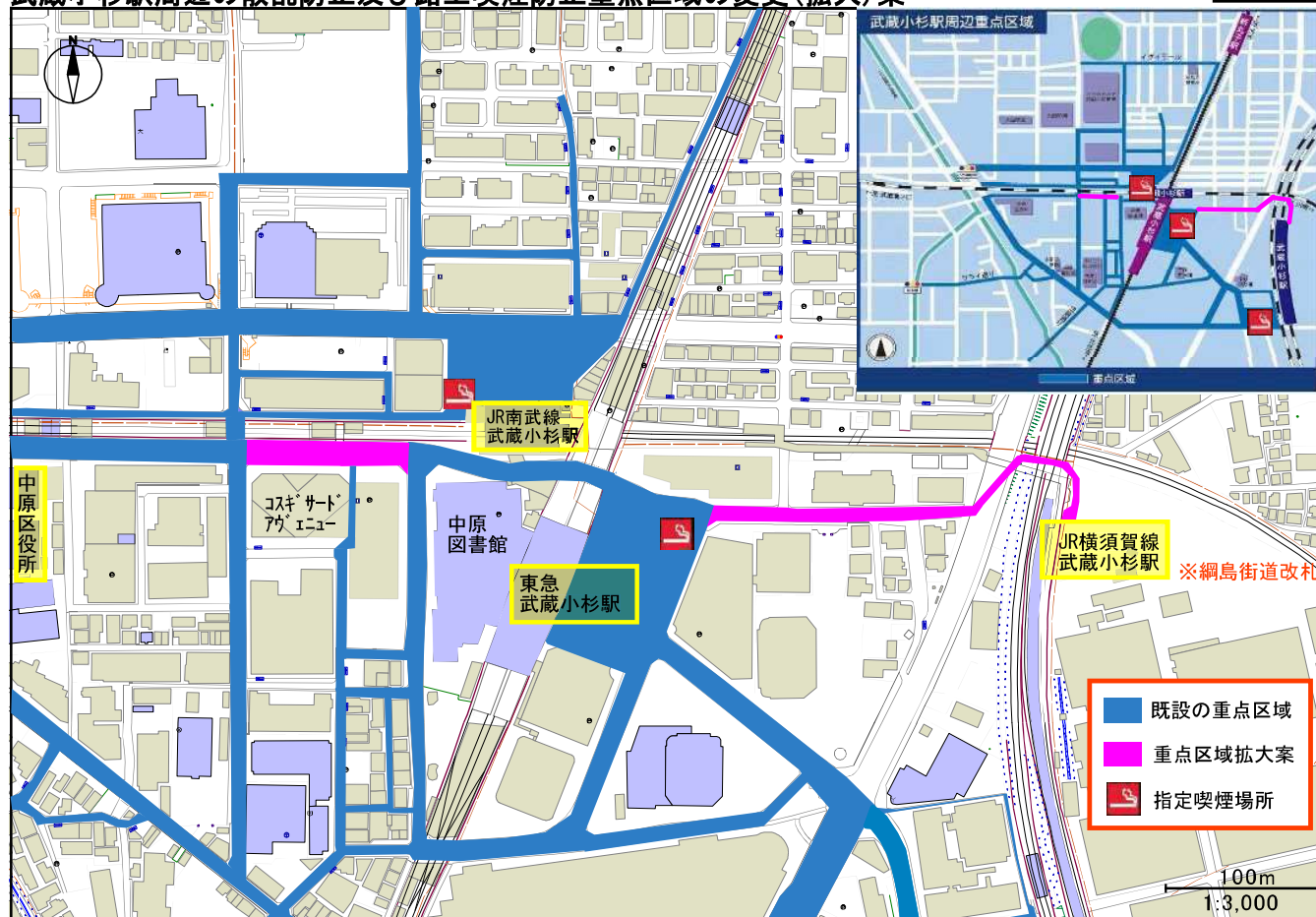
令和6年12月20日

■重点区域指定の効力発生（施行）

令和7年1月20日

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更(拡大)案

別図



Copyright (C) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z24JF第137号)